

1996 年（平成 8 年）12 月 23 日施行
2003 年（平成 15 年）3 月 21 日改定
2004 年（平成 16 年）4 月 01 日改定
2009 年（平成 21 年）8 月 29 日改定
2010 年（平成 22 年）8 月 24 日改定
2013 年（平成 25 年）8 月 23 日改定
2014 年（平成 26 年）5 月 10 日改定
2015 年（平成 27 年）8 月 28 日改定
2017 年（平成 29 年）2 月 25 日改定
2017 年（平成 29 年）5 月 13 日改定
2017 年（平成 29 年）12 月 23 日改定
2018 年（平成 30 年）8 月 22 日改定
2018 年（平成 30 年）12 月 22 日改定
2019 年（令和 元 年）8 月 21 日改定

第 1 条（名称）本会は、日本企業経営学会（英文名 Japan Academy of Enterprise and Business Administration）と称する。

第 2 条（目的）本会は、経営学、商学、会計学等の研究を通じて、産業・経済・文化の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条（事業）前条の目的達成のため本会は次の事業を行う。

- ①研究会の開催
- ②研究上必要な情報や資料の交換、および共同研究の組織化
- ③研究論集その他出版物の発行
- ④本会の目的達成に必要な事業

第 4 条（会員）本会は、上記の目的や事業に賛同する者によって構成される。本会に入会しようとする者は会員 2 名の推薦により常任理事会に書面をもって申し込み、常任理事会の承認を得るものとする。

第 5 条（会長・副会長）会長は本会を代表する。副会長は会長が補佐を必要とする場合に任命される。会長が任期中に役職を退いた場合、副会長が会長を務める。会長・副会長の任期は 1 期 3 年とし、再選を妨げない。会長・副会長は、日本企業経営学会の学術的發展に大いに貢献した人を常任理事会が人選し、理事長が任命する。

第6条（理事会）理事会に次の役員を置く。役員任期は3年とする。ただし、理事長の任期は1期3年とし、連続2期までとする。

- ① 理事長 1名
- ② 副理事長 1名
- ③ 常任理事 12名以内
- ④ 理事 25名以内
- ⑤ 監事 3名以内
- ⑥ 運営幹事 若干名

第7条（理事・常任理事長・理事長）理事・常任理事は総会において選出し、常任理事の互選により1名を理事長とする。その他の役員は理事長が委嘱するものとする。

第8条（名誉会長・最高顧問・顧問）本会に、名誉会長、最高顧問、顧問を置くことができる。名誉会長は、理事会の承認を得て会長経験者・副会長5期経験者より、理事長が委嘱する。最高顧問、顧問は理事会の承認を得て会長・副会長経験者及び本会に対する貢献度が高い者より、理事長が委嘱する。

第9条（会費）本会の会費は年額5,000円とする。ただし、海外在住外国人会員は3,000円とする。

会費を3年以上滞納した者は、自動的に除籍となる。滞納した期間の会費と復帰したい年度の会費を納入することにより再入会することができる。ただし除籍となった期間中の論文集は、バックナンバーに残余があれば、受取人払いで郵送する。

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条（会員総会・理事会・常任理事会）本会の会議は、会員総会、理事会、常任理事会とする。

- 1) 総会は年1回、会長が招集し、議長を務める。
- 2) 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合、会長が招集する。
- 3) 理事会は、理事長が招集し、議長を務める。
- 4) 常任理事会は、理事長が招集し、議長を務める。
- 5) 監事は、理事会に出席するものとする。
- 6) 理事の過半数から理事会開催の要請があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

第11条（会員総会・理事会・常任理事会の審議事項）会員総会は、次の事項を審議する。

- 1) 事業計画および予算

- 2) 事業報告および決算
 - 3) 理事および監事の選出
 - 4) その他、本会の運営上必要な事項
- 2 理事会は、次の事項を審議する。
- 1) 総会および臨時総会の議案
 - 2) 本会の運営に関する事項
- 3 常任理事会は、次の事項を審議する。ただし、常任理事会の構成員は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事とする。
- 1) 理事会の議案
 - 2) 本会の日常業務に関する事項
 - 3) 会則の変更

第 12 条（注意、嚴重注意又は会員資格の取消し(除名)） 会員が不正行為、本会の体面を汚す行為及び本会の秩序を乱す行為（会員への誹謗中傷等）をしたときは、第 11 条にかかわらず、常任理事会で審議し会長の了承を経て当該会員を懲戒する。

2 前項の懲戒は、注意、嚴重注意又は会員資格の取消し(除名) とし、注意、嚴重注意された会員は役員には指名されない。また 5 年間本会の機関紙への投稿はできない。

3 除名された会員は、本会に再入会できない。

4 本条は、施行される以前の行為に遡及しない。

第 13 条（事務局の所在地） 本会の事務局は理事長の定めるところに置く。

静岡県焼津市本中根 549-1 静岡福祉大学岩本研究室内（2019 年 4 月 1 日より）ただし、2019 年 4 月 1 日より事務局会計担当の所在地は、下記のところとする。

愛媛県松山市桑原 3 丁目 2-1 松山東雲短期大学田邊研究室内

第 14 条（会則の改定） 本会則の変更は会員総会の決定と会長の承認を必要とする。

※本会事務局

〒425-8611 静岡県焼津市本中根 549-1 静岡福祉大学岩本研究室内

TEL : 054-623-8462（直通）

FAX : 054-623-7453（代表）

e-mail : iwamoto * suw.ac.jp

（*を@に変更してください）